

＜石川県発注建設工事の下請負契約における社会保険等加入対策についての Q&A＞

(平成 29 年 11 月 27 日)

Q1 社会保険等とはなんですか。

A1 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の 3 保険のことをいいます。

Q2 社会保険等加入対策を行うのはなぜですか。

A2 平成 27 年に改正された建設業法では、建設業者の責務として、「建設工事の担い手の育成及び確保」が掲げられており、そのためには、法令に従って社会保険等に適正に加入することが求められています。また、社会保険等に参加せず、監督官庁から処分等がなされた場合は、建設業法においても監督処分の対象となります。

そのため、県では、建設業許可権者及び公共工事の発注者として、建設業の健全な発展を促進する観点から、建設業許可等の手続きや公共工事の発注において、社会保険等加入対策を行っていくものとしています。

Q3 県発注工事における社会保険等加入対策はどうなっていますか。

A3 下請負代金額に関わらず平成 30 年 1 月 1 日以降に県と契約を締結する全ての工事において、受注者から提出された施工体制台帳をもとに、下請負人の社会保険等加入状況を確認します。

※平成 29 年 12 月までに契約を締結した工事については、下請負代金額の総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上となる場合について確認を行います。

確認の結果、社会保険等に未加入の者（以下「社会保険等未加入業者」とする。）と下請負契約を締結していたことが判明した場合は、県から当該下請負人を社会保険担当部に通報するほか、元請負人から下請負人へ加入指導を行うよう要請します。

また、社会保険等未加入業者が一次下請負人であった場合、元請負人である受注者に対し指名停止措置等を検討します。

なお、下請負代金額の総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）未満の工事についての指名停止措置は、平成 30 年 4 月 1 日以降に契約を締結するものから対象とします。

Q4 「社会保険等に未加入」というのはどういう場合ですか。私は、従業員を雇用していない個人事業主であり、雇用保険・健康保険・厚生年金保険のいずれにも加入する必要がありませんが、その場合も未加入ということになるのでしょうか。

A4 「社会保険等に未加入」とは、社会保険等の適用を受ける事業所でありながら、各保険の適用に関する届出義務を果たしていない場合、つまり、法律上、保険に加入しなければならないにもかかわらず加入していない場合をいいます。また、3保険のうち一つでも届出義務を果たしていないものがあれば「未加入」となります。

従業員の雇用状況等により、各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となり、県発注工事の下請負人となることについても問題ありません。

Q5 社会保険等に加入しなければならないのはどのような場合ですか。

A5 原則として以下の場合には保険の適用事業所となります。ただし、会社の状況により異なる場合がありますので、詳細は所管行政庁にお問い合わせください。

保険の種類	適用事業所の要件	所管行政庁
雇用保険	・労働者を一人以上雇用する事業所	公共職業安定所 (ハローワーク)
健康保険 厚生年金保険	・全ての法人事業所 ・常時5人以上の従業員のいる事業所	年金事務所

Q6 元請負人として、下請負人を選定する際には、社会保険に加入していることをどのように確認すればよいのですか。

A6 一次下請負人については、保険料の領収証書・納入証明書等の写しを提示させるなどの方法により確認してください。なお、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト (http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D) から確認することができます。

二次以下の下請負人については、元請負人は再下請負通知書の保険加入状況により確認することとし、再下請負契約を締結する下請負人に対しても、相手方から保険料の領収証書・納入証明書等の写しを提示させるなどの方法により確認するようご指導ください。

Q7 当社は社会保険等の適用が除外されている事業所ですが、社会保険等未加入業者と混同されて、下請負人の選定から外されてしまうのではないかと不安です。どうすればよいでしょうか。

A7 適用除外事業所と県発注工事の下請負契約を締結することは問題ありませんので、必要に応じて書面（別紙参考）を用いるなどにより、適用除外である旨を元請負人に説明し、理解を得てください。

元請負人にとっては、書類の徴収のみによるのではなく、必要に応じて労働者名簿の提示を求めて常時雇用する従業員の状況を確認するなど、記載内容の事実確認に努めてください。

Q8 県の指導等の対象となる下請負契約の種類はなんですか。

A8 建設業許可を有する建設業者との建設工事に関する下請負契約が対象となります。

Q9 建設業許可を有しない者との下請負契約、資材の購入などの建設工事以外に関する契約については、社会保険等未加入業者と契約締結しても問題はないのですか。

A9 それらの契約は、県の指導等の対象とはなりませんが、社会保険等への加入は法律上の義務であることや、建設産業の将来の担い手を確保していく観点から、社会保険等に参加している事業者との契約締結に努めていただくようお願いします。

Q10 二次以下の下請負人については、直接の契約関係にはありませんが、元請負人から社会保険等の加入に関して指導をしなければならないのですか。

A10 下請次数に関係なく、すべての下請負人に対して、社会保険等の加入を適切に指導することが、元請負人の役割として求められています。（参考：「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」）

また、必ずしも全ての下請負人に対して元請負人から直接指導を行うことが求められているわけではなく、二次以下の下請負人と直接の契約関係にある者を通じ、間接的に指導することも可能ですが、直接の契約関係にある者が適切に指導を行うことが期待できないような場合は、元請負人の直接的な関与が必要となります。

Q11 下請負人が社会保険等の加入状況を偽ったことから、施工体制台帳に誤った記載をしてしまったような場合でも、元請負人の責任が問われるのですか。

A11 受注した工事の施工に従事する下請負人の選任については、元請負人が最終的に責任を負うべきものであり、不誠実な下請負人を選定しないよう注意しなければなりません。

なお、元請負人が特定建設業者である場合は、下請負人が建設業法等を遵守するよう指導に努めなければならないものとなっています。

Q12 指導等の対象について、下請次数の拡大や、建設業許可業者以外に拡大する予定はありますか。

A12 対象の拡大については、社会保険等の加入率の推移など、今後の状況を見ながら検討していくものとします。